

平成20年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成20年12月15日（月曜日）午前9時08分開議

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

11番 小竹 徳市君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	久保谷六衛君	総 務 課 長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税 務 課 長	瀬崎 始君
町 民 課 長	斉藤 実君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	関 武芳君	産業振興課長	水垣 進君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	草間 和男君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	高嶋 保君
公 民 館 長 兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所 長	生井 勝巳君
総 務 課 参 事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 補 佐 外山 悦子
主 幹 岩坂 信幸

議長（小島由久君） 引き続きご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。
す。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成20年12月15日（月）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（小島由久君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合は退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（小島由久君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、3番、中山勝三君の質問を許します。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3 番（中山勝三君）　ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

今回は4項目について質問をさせていただきます。初めに、通告の1の定額給付金についてであります。アメリカ発の金融危機が世界的な景気の悪化を引き起こしています。日本もその影響によって、今後失業者の増加は必至の様相となっております。3社に1社がリストラなど雇用調整をしているとのことですが、また昨年から今年にかけて急激な原油高に起因して物価が高騰し、食料品や日用品の高どまりが家計を直撃しております。総務省の全国物価指数によると、9月における対前年同月比では4.2%物価が上昇しており、勤労世帯の収入がマイナス2.3%という、物価高と収入減少という生活におけるダブルパンチとなっております。また、厚生労働省の発表で、契約社員や派遣労働者など今の雇用の状況というのは、非正規社員が占める割合が37.8%というふうに増加をしておると。また、ワーキングプアと呼ばれる低所得者もふえている現状となっております。

このように景気悪化の影響を強く受ける中低所得層への恩恵が手厚くなる所得税の減税、定額減税の実施を公明党は主張しておりましたが、その結果、新たな経済対策の中に、本年度中、明年3月までの実施を目指して定額給付金という形で盛り込まれました。この定額給付金の内訳としまして、国民1人当たりには1万2,000円、また65歳以上と18歳以下の方に、1人当たり8,000円が上乘せされると聞いております。これによりまして、非納税者や低所得者にも平等に恩恵が行き渡ることになるわけであります。また、その財源となるとところの2兆円につきましては、赤字国債を発行するということではなくて、財政投融资などの特別会計の準備金、積立金などの見直しによって捻出されたものを充てるという、行政改革の一つの成果となっております。内閣府の発表では、1999年度の家計の貯蓄率が10%であったということですが、2006年の家計の貯蓄率は3.2%にまで下がっておるということで、この給付金が支給されれば、より大きい消費喚起効果が期待されるのではないかとこのように見られております。

そういうことで、全国知事会の麻生渡会長、福岡県知事でございますけれども、定額給付金を含む新経済対策に対しまして、大変時宜を得たものと評価をして声明を発表しております。定額給付金については、個人消費を増加させると述べております。また、同知事会の中川浩明事務総長も、地域経済や住民の生活向上において、相当に大きな政策的意味を持っているというふうに強調しております。そういうことで、その実施窓口

となります市町村には、所得制限の目安とする年間1,800万円を、設けても設けなくてもどちらでもよいとの裁量が託されましたが、報道によりますと、全国の市や町村会におきましては、所得制限は設けない方向で実施する、そのように呼びかけているということでございます。八千代町におきましても、この定額給付金が実施される場合には、所得制限を設けないで実施するように要望するわけでございますけれども、町長の見解をお伺いをしたいと思います。

続きまして、通告の2のほうに移らせていただきます。妊婦の健診についてでございます。最近のニュースで産婦人科の医師が不足しているというようなことが原因で、妊婦の緊急の入院が断られている。何力所か断られて、妊婦が亡くなるということ、また重病に陥ってしまうということが、ここ連続して何件もニュースで流れました。周産期死亡率が世界一低い最も安全に出産できるのが、日本であると言われてきたわけでございますけれども、非常に残念なことでございます。

さて、我が国は少子化問題がより一層現実味を帯びておりますが、2005年から人口減少時代に入ったと言われます。国立人口問題研究所の推計では、100年後の日本の人口が4,000万人、今の3分の1まで減少するのではないかという衝撃的な推計もなされておりますけれども、私が今年の3月議会での質問のときに答弁がございましたように、当町出生数について次のようにありました。すなわち八千代として一番最初のデータが残っているということで、昭和37年が350人、村の最後に当たる昭和46年が416人、そしてその翌年の八千代町になったときの昭和47年が372人、平成元年が275人、そして平成15年が228人、昨年度平成19年が203人というようにだんだん減少している。八千代町でも顕著でございますけれども、多いときからすると、その中だけであっても半分以上に減っているという、こういう状況となっております。

先ごろ、政府は妊婦の健診において望ましいとされる14回分程度について、無料化する方針を決定をいたしました。この妊婦の健診というのは、1回数千円から1万円程度ということで、約12万円ぐらいの負担となるということでございますけれども、当町においては、現在5回分を助成をして無料化を図られているところであります。しかし、全国平均では5.5回だそうですけれども、この5回というのは茨城県内の自治体の中では、一番低い水準に合わせているという状況となっております。また、その取り組みというのが、残念ながら八千代町が一番最後になってしまったという、この回数におきましてですね、そういう状況でございました。

現在、国では9回分についての半額の補助をするというふうに聞いております。また、ご存じのように当町における全体の人口というのも、このところ毎年減少しております。なおかつ、青少年層が本当に少なくなっている。将来の八千代町を担う人がどんどん減っているということで、大変憂える実態となっております。そういうことで、この妊婦健診に対しまして、安全な出産に臨めるよう、無料化の拡大を図ることも大変重要ではないかというふうに考えるわけでございますけれども、執行部の見解についてお伺いいたします。

続きまして、通告の3としての薬物乱用を防止することへの取り組みについてお伺いをいたします。今年の10月で、麻薬であるところの大麻などの違法の所持というようなことで、検挙者が全国で2,150人に上がっているということでございます。中でも早稲田とか慶応、法政、同志社、その他有名な私立大学など全国の大学にも広がりを見せているということでございます。警察庁によりますと、大麻取締法違反の容疑での検挙人数というのが、昨年が2,271人で、このうち10代、20代の若者が1,570人を占めているということであるそうです。全体の約7割。また、茨城県内においても、昨年33人が県警に摘発されて、やはり20代以下が18人という大きな比率を占めております。

そこで、この大麻について人体に及ぼす影響ということで、国立精神・神経センター精神保健研究所というところの和田清部長が、次のように言っております。薬物の乱用を繰り返すと、脳の神経に異常が生じ薬物依存が起こる。そうすると、乱用の頻度が増し、薬物がやめられない状態となり、最終的に幻覚や妄想を主とした中毒性の精神病になる。その薬物の典型的なものが覚せい剤だが、大麻も同じ経過をたどる。大麻の急性症状は、視覚がゆがんだりパニック状態に陥ったり、人によって違うけれども、乱用を繰り返すことで、大麻精神病やすべてに意欲や関心が持てない無動機症候群を引き起こす。そして、大麻はたばこより害はないと言われているようだけれども、それは大きな間違いだ。そんな根拠はどこにもない。覚せい剤に比べれば、依存の程度や精神病になりやすさは低いけれども、人間の心と体をむしばむ薬物であることに全く変わりはない。大麻は余りにも軽く見られ過ぎていると、このように述べておりますが、結局この依存症になった場合の行き着く先というのは、刑務所かあるいは精神病院か、ダルクなどの施設か、よくよく悪ければ死ぬということになる大変危険なものであります。

しかしながら、大麻の種は販売されても違法ではないということで、七味唐辛子の材料であったり、鳥のえさであったりということで、最近では特にインターネットでクリ

スタルシースなどと美名を名づけられて、観賞用としてごく簡単に入手できるということでもあります。

その有名大学生等が違法に大麻を所持したり栽培したり、乱用に至ったというのは、友人ができないとかあるいは人とのコミュニケーションが苦手というようなことが多いようでございますけれども、安易に麻薬に頼ってしまったというのが原因でありますし、また往々にしてそれがファッション性だとかあるいは興味本位とかで染まってしまうこともあるようです。水谷修花園大学客員教授が指摘するように、乱用者が1人捕まると、周りにはその60倍の使用者がいると言われております。絶対に一度でも興味本位にやってはならないこの麻薬だとか覚せい剤の怖さを、やはり教えることも大事であります。

先日の八千代の秋祭りの際に、ライオンズクラブの方たちが薬物乱用を防止するキャンペーンカーを展示して、防止活動に努めてくれておりました。大変ありがたいことでございます。そういうことで、薬物に頼らない心の豊かさ、そして逆境を乗り越える精神を培うとすることも、また大事な教育であると考えます。最近の町内の小学生、中学生とか、また高校生で薬物とか脱法ドラッグ、シンナー、それから未成年者においては、違法となるところの喫煙等の実態についてはどのようなになっているのでしょうか。以上のような観点から、教育の現場において、薬物乱用を防止することへの見解と取り組みについて伺いをいたします。

続きまして、通告の4に移ります。農商工連携事業の促進とバイオマスタウン構想についてであります。前回の9月の定例議会におきまして、私は循環型社会の取り組みについて一般質問いたしました。その中でバイオマス資源や農商工連携事業の促進によって地域活性化を図るべく、協議会を立ち上げたらどうかということに対しまして、前向きな答弁がありました。そこで、具体的な一步を踏み出す取り組みについて伺いをいたします。

私たちが生活している中で、最近直接影響が出ております異常気象というのは、地球温暖化の原因が多く、ゲリラ豪雨とかあるいは生態系や作物に大変影響が出ております。また、我が国の食料自給率が40%と言われる中、輸入の飼料や肥料が高騰して、関係者は深刻な打撃を受けております。それから、ほとんどが輸入をしている石油におきましても、有限であり、なおかつこの前のような投機マネーなどによる価格の上昇があれば、全く手の打ちようがないと言っても過言ではありません。資源の少ない我が国においてはなおさらのこと、循環型社会を形成することがその重要であります。そこで、

農林水産省が進めているバイオマス・ニッポン総合戦略による取り組みは、時宜にかなうものと考えます。

また、それとほとんど一体で、経済産業省の中の中小企業庁が進める農商工連携事業というものがあります。ことし8月、当町の商工会の主催による地域活性化シンポジウムに見られるように、基幹産業が農業であるところの八千代町を活性化するためや、地域経済の活性化のために、多くの人が真剣に取り組んでおります。この農林水産省と経済産業省による農商工連携の促進に当たって、具体的な取り組みとして町行政がぜひともリーダーシップを発揮していただきたいと。今年から5年以内の計画期間となっていますが、バイオマスについては前回の質問において、ある程度詳しく述べさせていただきましたので、今回何点かに簡略をしたいと思います、このバイオマス資源利活用システムは、バイオマス資源をエネルギーや製品に変換、再資源化をして利用する循環システムであり、二酸化炭素の排出の抑制や化石資源にかわる資源として、また有機肥料への変換や農業、農村社会の活性化、バイオマスを利用した新たな戦略的産業の育成といった効果をもたらします。

当町における生活圏のバイオマス系廃棄物というのは、現在はクリーンポートでの焼却ということで、1日約7トン、アクアステーションでの下水処理が9,350トン、城山公園でのし尿処理が20トンなど、ほとんど循環利用されていないと考えられます。反対に、農畜産の中の排せつ物とかもみ殻、また食品残渣などは、農地還元などにより比較的多く循環利用されているものがあります。ここで、若干八千代町のバイオマス資源の賦存量を見ておきたいと思います。食品残渣においては、総発生量が年間1,102トンのうち乾燥重量が110トン、生ごみが同じく総発生量が年間1,898トンのところ乾燥重量で190トン、河川敷草刈りが1出張所分のみで、総重量97.3で乾燥重量が85トン、公園剪定枝等が重量170トンのうち乾燥重量が116トン、その他農作物や家畜排せつ物、食品廃棄物等を含めた全バイオマス資源量は5万1,491トンに上がるけれども、既に農地還元されたりしているものを除くと、利用可能なバイオマス資源量は年間1万9,400トンと見積もられる。

堆肥化による資源循環を検討してみると、家畜排せつ物にもみ殻等を添加しての全量で約1万3,000トン、町内賦存するバイオマス資源を全量堆肥化すると、約1万7,000トンと推計されるとのデータであります。もちろん現行の利活用率で生産できるとみなされる生産量とは違うわけでございますけれども、いずれにしましても地域住民や農家、

農協、また地域集団、組合、商工会、各種農業普及の機関などさまざまな人や組織との協力、合意形成が極めて大事であります。そうであるからこそ、それができるのは町行政であります。町内の迷惑な廃棄物を資源として有効に、そして持続的に利活用できるこの農商工連携事業というものへの促進と、またバイオマスタウン構想への取り組みについて、執行部の見解をお伺いをいたします。

以上の４項目につきまして具体的な答弁を求めて、私の一般質問といたします。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） ３番、中山勝三議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の内容は、妊婦健診についてということで、14回分を助成による無料化へ拡大をとということです。現在妊婦健診の助成は、議員さんがおっしゃるように八千代町では５回実施しておりますが、国において望ましい回数とされる14回分の健診を受けられるよう、妊婦健康診査の公費負担の拡充に対する国の財政措置制度の概要というものが、今年の12月に示されまして、この中で14回に足りない残りの９回分について、これは国が必要経費の２分の１を補助として支出し、残り２分の１を市町村が負担する形を打ち出しておりますが、現段階では国庫補助事業の交付の仕組み、こういった詳細にはまだ示されていない状況でございます。今後国庫補助事業の仕組みが詳細に示された時点で、県内並びに近隣市町村の動向を見きわめながら検討していくことになるかと思えます。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） 中山議員の一般質問にお答え申し上げます。

私への質問につきましては、農商工連携事業の促進とバイオマスタウンの構想についてでございます。近年、企業規模や業種あるいは地域により景況に格差が見られる中、我が国が地方を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業あるいは農林漁業者の活性化を図ることが、非常に重要になってまいりました。このためには、中小企業者や農林漁業者が産業の壁を越えて連携し、お互いが有するノウハウや技術等を活用することで、ブランドの開発や販路開拓等を促進することが重要であります。この点を踏まえまして、国では本年度の７月21日に、農商工等の連携促進法を施行し、農林漁業者と商業、工業等の産業間の連携を強化して、地域経済の活性化を進めております。

先ほど議員さんの中にもありましたけれども、商工会の中でも地域活性化推進委員会を立ち上げ、地域活性化を検討しております。こういった流れは、極めて重要であると考えます。現在は商工業で進めておりますが、農業者団体にも働きかけまして、農商工連携した中で地域活性化に取り組んでいただけるよう、支援策を検討してまいりたいと考えております。

なお、新商品の開発等につきましては、国の法律の中で具体的には中小企業新事業活動促進法、中小企業地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法により、新商品の開発、生産または需要の開拓等の助成制度もございますので、よく内容を検討してまいる所存であります。

次に、バイオマスタウン構想について申し上げます。国においては、2000年5月に循環型社会形成促進基本法として、食品リサイクル法、家畜排せつ物法、持続型農業導入推進法を制定し、2002年12月にバイオマス利活用推進のための施策として、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定しました。さらに、2005年2月に京都議定書が発効し、2006年3月にはバイオマス・ニッポン総合戦略が見直され、バイオマスタウンとして、「地域みんなで、地域のバイオマス全体を効率的に利用！」と銘打って推進しております。2008年の11月現在で、全国で159の市町村のバイオマスタウン構想が公表されております。茨城県内では、牛久市が2008年3月に公表しております。このことについては、9月定例議会のほうでも申し上げました。国は、さらにこれを平成22年度までに300市町村を目標として推進しておるわけでございます。

このバイオマスについては、廃棄物系バイオマス、例えば家畜排せつ物、それから下水の汚泥、食品廃棄物等の未利用バイオマスである農作物の非食用部分などさまざまなバイオマスが存在します。未利用の部分が多いという認識は持っております。今後循環型社会の構築は重要な施策であり、これらの推進を図っていかねばならないと考えております。さきにも申し上げましたように、バイオマスはさまざまな分野に関係しております。国の所管も、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省と、こういった中で連携して進めておるところでございますので、関係機関とも十分連携した中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 3 番、中山議員の質問にお答えいたします。

薬物乱用問題につきましては、議員のおっしゃるとおり毎日報道されているところですが、茨城県警の報告書によりますと、平成19年度に薬物事犯で検挙された少年は茨城県では8名と、高校生は1名、有職少年1名、無職少年1名ということで、中学生はございません。

なお、喫煙については県警では把握しておりませんが、本町においても校内禁煙教室等もありますので、報告は一切ございません。ただ、外部でいろいろ保護者との関係もございますので、うわさはありますので、これも連携をとりながら把握もして、指導もしていきたいと思います。

薬物防止についてでございますが、国におきましては平成10年に薬物乱用防止五カ年戦略、そして15年に新五カ年計画を作成して取り組んでいるところでございまして、本町では、小学校では6年生の保健事業「病気の予防」の単元に「薬物乱用の害から身を守ろう」という単元がございます。養護教諭や先生方の協力のもと、指導の徹底を図っております。具体的に安静小学校6年生あるいは川西小学校5、6年生では、茨城県警に依頼しまして薬物乱用防止教室を開催したところでございます。一中、東中の両中学校では、禁煙と併せて3年生の保健学習はもちろんのこと、毎年全校生徒を対象として薬物関連の講演会を開催しております。今年は茨城県薬物防止指導員の播谷先生を迎えて、「薬物乱用の現状と害」、「薬物乱用をいかに防止するか」をテーマに講演していただきました。薬物等を勧められたときの具体的な断り方や、トラブルにならないような対応の仕方を、ロールプレイでシミュレートして話を聞きました。

薬物への接点は、インターネットやメールなどからがほとんどであり、携帯電話等は一中、東中等も禁止しておるところでございます。教育委員会では、生徒指導連絡会、校外指導連絡協議会、豊かな心育成会等、心の育成と生活規範の確立の両面から取り組んでいるところです。毎月の校長会、PTA連絡協議会の研修会でも、薬物乱用防止について話し合い、情報公開いたしています。重点としては、正しい知識、ノーと答えられる強い心、3として関係機関との対応ということで、今後も十分連携を図っていききたいと思います。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山議員の一般質問にお答えしたいと思います。

定額給付金事業につきましては、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、併せて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的としているところであります。

国においては、事業概要案のたたき台を作成いたしまして、11月28日に都道府県と政令指定都市を対象に意見を伺う会議を開催しております。また、これを受けまして、県においても12月3日に市町村を対象に同様の会議を開催し、意見の取りまとめを行っているところであり、事業概要につきましては、今後これらの意見を参考に、国において内容の詳細について詰めているところであります。この事業概要案では、所得による給付の制限を設けないということを基本にしており、希望する市町村は一定の基準額以上の世帯構成者がいる場合についても、給付しないことができるとなっております。

なお、11月25日に開催されました全国町村会の理事会においては、すべての町村が所得制限を設けない方向で統一して取り扱うことが望ましい旨、申し合わせを行っておりますので、当町といたしても、この申し合わせを尊重していきたいと考えております。

また、給付金につきましては、当初麻生内閣は早く実施する予定でしたが、3月ごろになるかと私は考えておりまして、先ほど申したとおりいろいろ事務も煩雑になりますので、所得制限をしないと考えております。私のうちも12万円ぐらいもらえる予定になっております。

また、妊婦健診につきましても、先ほど担当課長が申したとおり、国の動向を見きわめながら当町の対応を検討していきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。当町におかれまして、中山議員が申したとおり死亡が年間240から250名、出生が200名ちょっとということで、少子化のほうに向かっております。境の西南医療センターにおかれましても、いろいろ妊産婦の周産期母子医療センターの拡充ということで、病院の拡張を予定していると聞いております。

薬物の乱用防止等におかれましては、教育長の申したとおりでありまして八千代町におかれましてはないというのが実態であります。そのほか農工商連携事業促進とバイオマス構想につきましても、先般の議会で答弁したとおり、今後進めていきたいと考えております。牛久等におかれましても、食用油のディーゼル車への対応ということでバイオマス事業をしておりますが、ただいろいろな場合に機械に経費がかかるということで、水戸市等でもやっております。八千代町におかれましても、中山議員が申したとおり食

物残渣、その他いろいろありますので、八千代町においては堆肥センターが一番住民も利用するし、また農業が基幹産業でありますので、残渣も非常に多いということで、できれば堆肥センター等も町の主導で、農協その他民間等にも呼びかけまして、浄化型社会を形成していきたいと考えております。

以上であります。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

3 番（中山勝三君） 一言だけ。本当に今具体的な答弁いただきましたので、今後ともしっかり取り組んでいただきますように要望いたしまして、質問終わります。

議長（小島由久君） 以上で 3 番、中山勝三君の質問を終わります。

次に、1 番、大久保弘子君の質問を許します。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、教育予算をふやして、教育費の父母負担の軽減をということで質問させていただきたいと思います。私は教育後援会費あるいは教育振興会費につきましては、地域の皆さんが子供たちのためによりよい教育環境をとの願いから、その趣旨に賛同していただいた地域の皆さんの厚意によって集められ、運営されているもので、その会費は強制的であったり、断りづらいようなことがあってはならないものであると認識しております。その点について、改めて教育長にお伺いいたします。

以前から町内の方から、後援会費あるいは振興会費について話を聞いておりましたので、幾つかの地区の教育振興会費あるいは教育後援会費の内容を見てみましたところ、コピートナーやCDラジカセ、図書室消耗品、理科薬品、図工教材、プリンターインク、学力診断テスト、職員研修費として学校概要リーフレット代、研究資料など、公費負担とすべきものが支出されております。町内すべての地域において、公費負担で賄われるべきものが使われているのかどうか把握しているのでしょうか、質問をいたします。

さらに、義務教育の原則は公費負担であります。憲法26条2項で、業務教育はこれを無償とすると述べております。教育委員会としては、無償にするための必要な範囲の規定はつくられているのか、そして現実は無償になっているのかお聞きをいたします。

そして、教育長にお伺いいたします。八千代町の教育行政が、義務教育にかかわる公費負担分を、父母負担による援助を受けなければ賄えないような現状をどう思われます

か。父母たちあるいは地域の方々の学校教育に協力していこうという思いは大切なことだと思いますが、義務教育の原則は公費負担、この原則を後援会費あるいは振興会の方々にもよくわかってもらう努力が必要ではないでしょうか。会員の方々からも、公費分を出すことはおかしいとは思っているが、これまでやってきたので、あるいは子供のいない家庭からはもらいづらいなどの声が出ていますし、子供のいない世帯では、子供がいないのになぜという声も実際に出ております。今、少子高齢化が進んでおり、ひとり暮らしや年金暮らしあるいは子供のいない世帯も多くなっています。また、若い世代は、低賃金、高負担で生活がどんどん厳しくなる一方です。少しでも負担が減ることを望んでいるのではないのでしょうか。

会費の集め方はさまざまで、役員の方が個別に歩いたり納税組合から一括して納めていたり、多くは行政区費の中から一括して納めているようです。あくまでも任意の会であり、会費の集め方は強制であってはならないものと思いますが、そういうふうにはなっていないようです。元千代川村、明野町、総和町など近隣地域では、このような後援会費あるいは振興会費といった会費は集めていないということですし、近隣都県では、栃木県、埼玉県、神奈川県、群馬県、東京都など、このような会費を児童生徒のいる家庭や児童生徒のいない家庭までも集めているところはないようです。教育後援会費あるいは振興会費の中から公費負担分を見直して、その用途について明確にし、公費負担とすべきものは教育予算を要求していく努力をすべきではないのでしょうか。

2番目に、福祉灯油の実施をということで質問させていただきたいと思います。この間、原油の高騰を原因とする物価値上げが相次いでいます。総務省が発表した消費者物価指数は、今年6月、7月、8月と3カ月連続して、前年同月比で2%以上の上昇になっています。2003年から2007年で見ると、2006年の年平均の0.3%の値上げが最高であり、その異常さは明らかです。今年10月からは、さらに値上げのすそ野が広がっている一方で、家計への圧迫が一段と強まっています。とりわけ低所得者の生活への大きな打撃になっています。広範な国民の世論の広がりのもとで、昨年12月に政府は地方自治体が福祉灯油を実施した場合、国がその半額を補助するという助成制度を創設しました。国民の声に押されて、政府は今年度も実施に踏み切りました。これを受けて、多くの自治体が助成制度を実施しています。福祉灯油の助成対象は自治体で決めることになっており、高齢者、障害者、ひとり親、生活保護などの世帯が対象になっています。政府は寒冷地対策としているが、寒冷地の定義はなく、助成対象の地域、自治体を限定してお

りません。また、助成対象から生活保護世帯は排除してはなく、助成の額は限度額を設けていないとしております。そこで、当町におきまして、これから厳寒の時期に向けて、生活困窮者に対して福祉灯油の実施をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

3 番目です。無保険の子供に保険証の交付をとということで質問させていただきたいと思います。今、景気の急速な悪化で生活困窮者が激増しています。特に若い世代においては、失業、低賃金、負担増で暮らしが立ち行かない状況です。1997年に国保法が改悪され、保険料を1年以上滞納している世帯から保険証を取り上げ、かわりに資格証明書を発行することが義務づけられました。日本共産党は国民皆保険制度の発足の趣旨に反するものとして、一貫して義務化に反対してまいりました。資格証明書では保険がきかず、医療機関の窓口で全額自己負担になり、受診抑制や治療中断など問題が深刻化しております。まさに生存権の侵害であると同時に、子供の無保険に関しては、昭和26年5月5日に制定された児童憲章の3、「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる」からも逸脱しているものです。

私は9月議会において、無保険の子供の実態と対策について、その実態調査と給付を差しとめない独自策を考えていただきたいと質問をいたしました。その答弁の内容は、資格証明書発行世帯は31世帯、高校生までの子供がいる世帯は3世帯、4名ということで、緊急の場合は短期保険証で対応を考えている。通報がないと把握できないとの答弁でした。私が入手しました資料の資格証明書の発行に関する調査に、資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取り組みという項目がありまして、茨城県内市町村の9月15日現在の取り組み状況があらわされております。県内ほとんどの市町村は文書催告をしておりますが、電話催告や訪問は3分の2以上の市町村が、そのほか時間外電話催告や時間外訪問など、半数以上の市町村が行っています。特に訪問して状況把握することが大切なのではないでしょうか。当町におきましては、その時点では文書催告のみになっておりますが、その後どういう取り組みがなされたのかお伺いいたします。

また、新聞報道によりますと、資格証明書を発行していない自治体が551市町村に上り、これは子供にも、子供だけではありませんが、発行をやめる自治体が広がっているということです。滞納は保護者の事情に起因するものであり、子供には何ら責任はありません。新潟県上越市では、国保証取り上げをやめ、短期保険証でなく一般保険証をこの12月から交付することを決めました。対象も高校生までとしました。冒頭にも述べま

した児童憲章3にもありますように、子供には無条件で保険証の交付をすべきかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

4番目に、妊婦健診への公費拡充についてです。政府は10月30日に、妊婦健診の14回までの無料化を経済対策に盛り込んだことを発表しました。妊婦が費用の心配をせずに必要な健診を受けられるように、多くの国民が厚労省の言っている14回までという要求をしてきました。その切実な要求を反映したものです。現行の公費負担は、全国平均で5.5回分になっており、当町におきましては5回までの助成が実施されました。政府は本年度から実施する、国が必要経費の2分の1を補助金として支出し、残りを自治体が負担する形で2010年度までの財源を確保すると言っています。当町におかれましては、ぜひ14回までの実施をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。そして、その実施の時期はいつからになるのかお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 1番、大久保議員の一般質問にお答えをいたします。

質問の内容でございますが、教育後援会費あるいは教育振興会費の見直しということと、教育費の父母負担の軽減を図ってほしいということとありますが、教育後援会や教育振興会につきましては、各学校区内の住民の方々のご協力により、運営されている団体であるかと思われます。本会の運営に関しましては、教育委員会では一切関係をしてございません。質問にありましたが、学校教育に係る教材、教具費等でございますが、これらの予算化につきましては、毎年予算の編成時期であります12月に、学校と毎年新年度の予算編成に係る打合会議を持ちまして、それぞれ学校の先生方からも要望等を出していただいております。そういうことで、予算の編成に当たっては十分に協議をしております。議員さんもお承知のとおり、町の財政も大変厳しい状況下にあります。学校教育に関し、町で予算化が必要と認められるものにつきましては、予算化ができるように努力をしていきたいと考えております。

また、学校教育に係る教材、教具費等を実費にするための必要な範囲の規定はあるのかということでございますが、教育委員会では今のところそのような規定等につきましては、特に定めは設けておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 齊藤 実君登壇）

町民課長（齊藤 実君） 1 番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

私への質問事項につきましては、無保険の子供に保険証の交付をというようなことでございます。国民健康保険におきます財政状況につきましては、9 月議会のときにもお話ししましたように大変厳しい状況にあります。また、今般の景気低迷によります影響を考えますと、21 年度以降の国保税の大幅な減収と収納率低下が懸念されているところでございます。このような状況の中、賦課徴収を担当しております税務課との連携をさらに深めまして、未納者に対します納付しやすい環境づくりとしまして、納付回数の増、これは 6 回から 8 回に 20 年度からしたところでございます。また、あるいは口座振替による納付についても、順次対応を図るところでございます。

資格証明書あるいは短期保険証交付者への対応につきましては、前回もお答えをいたしました。各市町村とも憂慮しているところであり、先ほど議員のほうから、茨城県内におきます交付状況等もお話がありましたが、催告書の発送を含め、訪問あるいは来庁時に納税相談を行うなど、納付しやすい環境づくりに努めているところでございます。また、当該者の状況を確認し、緊急の場合への対応といたしまして、短期保険証の交付なども行っているところです。現在、八千代町におきます中学生以下のいる資格証明書交付世帯につきましては、1 世帯となっております。過日当該世帯を訪問いたしまして、納税相談を行ったところでありまして、その後の状況等も確認した上で、今後の対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1 番、大久保弘子議員の一般質問にお答え申し上げます。

石油、灯油の給付事業につきましては、ご質問のとおり昨年 12 月に原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への対策の強化についての基本方針を、原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議において決定され、その基本方針の中で離島、寒冷地など地方の生活関連対策のうち、寒冷地における生活困窮者対策として、地方公共団体の自主的な取り組みの支援として、特別地方交付税措置を行うこととされ

ております。これにより、寒冷地である北海道あるいは東北地方を中心に福祉灯油の給付事業が実施されておるところでございますが、高齢者世帯や障害者、生活困窮者等に対し、自治体によっては1世帯当たり、おおむね5,000円程度の灯油券を発行する事業を実施しているところもあるようでございます。

当町で福祉灯油の給付事業の実施をということではありますが、最近の原油価格の暴落に伴い、灯油価格も以前より値下がりしていること、当町は寒冷地ではないですし、県内ではまだ実施している市町村はないと思われること、また町の財政も非常に厳しい状況下にあること、こういった種々考慮いたしますと、この給付事業を実施するのは、現段階では難しいのではないかというふうに思われます。

以上です。

議長（小島由久君） 教育長。

（教育長 高橋 昇君登壇）

教育長（高橋 昇君） 1番、大久保弘子議員の質問にお答えいたします。

教育は、一つは地域と学校と家庭との連携ということで、八千代におきましては非常に密着して連携していると。防犯関係あるいは今言ったような形で学校を中心としてご援助いただけると、非常に感謝しております。また、教育予算については、できるだけ無駄をなくして、学校の要望にこたえていきたいという考えでおります。八千代町で予算上自慢できることは、図書館においては、学校を巡回する本等を、新しい本を買っていただいたりして巡回しているとか、コンピューターにつきましては最新のもの、一昨年議会の承認得まして更新いたしまして、県内でも一番新しいコンピューターを使っていると。あるいは先生方一人一人が1台ずつ持っている状態だと。これは自慢できると思いますし、小学校においては各教室にプロジェクターを置いているということで、非常に進んでいるのではないかと。できるだけまた保護者の軽減ということも考慮しながら、さらに進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（小島由久君） 答弁漏れがありますので、福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 妊婦健診への公費拡充についてということでございます。先ほど3番、中山勝三議員の質問にお答えしたとおりでございます。

議長（小島由久君） 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 教育予算をふやして教育の父兄負担の軽減ということでございますが、私も議員からずっと30年間やっておりますが、何年かに1回、義務教育だから公で負担するのは当然だという一般質問、議会また振興会等でも議論される過程があります。今回におかれましても、今までの議員が何人かやったことがあります。経費負担は義務教育ですと、やはり学校でも、学校教育予算、学校一般的な経費等につきましては学校で持つが、やはり学校の部活動その他につきましても、いろいろ町で持ち出せない部分等において、学校で使っている経過であります。ご理解をいただきたいと思えます。

そのほか福祉灯油におかれましても、いろいろ生活困窮者におかれましては、生活保護を受けているということでございまして、また現在は灯油、石油、ガス、灯油初め軽油、ガソリンも、ここ毎日下がっているような経過がございます。町の財政もご理解をいただきたいと思えます。いろいろ経済団体等におかれましても、農協等におかれましても、重油とか軽油の補助を考えておりましたが、最近安くなったということで中止ということでございます。市町村でも気仙沼、漁業の盛んな町であります。軽油1円の補助を出すと、1円で3,500万円の市の負担になるということでございまして、気仙沼では漁船に対して1円を出したような経過がございまして、なかなか町の財政も厳しいです。

その他、無保険の子供に保険証の交付ということでございまして、先ほど町民課長が申したとおり、八千代においては少ないということで、4月から短期保険証も1名出す予定になっております。

その他、妊婦健診等の公費拡充についてでございますが、先ほど中山議員に答弁したとおりであります。

以上であります。

議長(小島由久君) 再質問ありますか。

1番、大久保弘子君。

(1番 大久保弘子君登壇)

1番(大久保弘子君) それでは、再質問させていただきます。

1番目の教育予算をふやして教育費の父母負担の軽減をということの中身ですが、先ほど課長から答弁をいただいた中に、教育費として認められるものについては、打合会

議などでしっかり検討して上げていくというお話でしたが、先ほど私の質問の中に、無償にするための必要な範囲の規定はつくられているかというところで、定めていないというものがありましたので、その認められるものについての範囲はということについて、定めていないということのお話でしたが、その辺のところはどうなのでしょう。

それと、2番目の福祉灯油のことですが、国が交付税措置として講じているものでありますので、財政難を理由に拒むことは許されないことではないかと思います。原油、灯油などの値段は下がっておりますけれども、物価は上昇を続けているわけで、生活はだんだん家計は大変になっているわけですので、生活困窮者に対しては実施をしていく方向でお願いをしたいと思います。

さらに、3番目の無保険の子供についてのことですが、担当課長さんが訪問をしていただいて状況を調べていただいたというお話でしたけれども、今回12月11日の国会で資格証明書発行世帯のうち、中学生以下の子供がいる世帯には、一律に6カ月の短期保険証を交付するという改正案が可決をされました。それを受けまして、1世帯ではあります、その中に子供が3人おるというお話でしたので、1人の命も大切でありますので、最低でも6カ月の交付をお願いしたいということと、いつから実施をしていただけるかということ質問をさせていただきたいと思います。

さらに、4番目の妊婦健診でございます。国の方針は9回分の残り、今まで自治体として、当町におきまして5回までの実施が実現をさせていただきましたが、さらに残りの9回分を国の補助金、2分の1を国が補助するということです。残りの2分の1は自治体負担ということになったようですけれども、今回の国の方針は、自治体独自の判断で実施回数を決める現在の仕組みが維持されており、すべての自治体に十分保障するものになっておりません。舛添厚生労働大臣は10月11日の記者会見で、お金がなくても妊娠、出産は国が面倒見るということを打ち出したと言っております。それを確実に保障するならば、自治体によって格差が生じないように財政措置を講じるとともに、10年度までという時限措置ではなく、国の責任による恒久的な無料化制度を創設するよう国に求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上で再質問を終わらせていただきます。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 1番、大久保議員の再質問にお答えをいたし

ます。

再質問の内容でございますが、無償にするための必要な範囲ということでございますが、これにつきましては文科省におきまして、必要な備品等、教材教具等、こういうものが決められておりますので、その中で必要に応じて、特に予算化できるものについては検討していきたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 齊藤 実君登壇）

町民課長（齊藤 実君） 1 番、大久保議員の再質問にお答え申し上げます。

国におきます無保険者への短期交付につきましては、21年度からというようなことになっております。6 カ月の交付をいたしまして、さらに交付を更新していくというふうな形になっております。先ほど私のほうから 1 世帯というふうな形でお答え申し上げましたが、2 名でございます。2 名の方が中学生以下というふうな形になっております。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 妊婦健診についてであります。議員さんおっしゃられるように、確かに自治体間の格差はあってはならないというふうなことで、その辺を配慮いたしまして、十分近隣の自治体の動向を見きわめた上で実施していく。時期等も十分配慮していきたいというふう考えております。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

1 番（大久保弘子君） 以上で終わります。

議長（小島由久君） 以上で 1 番、大久保弘子君の質問を終わります。

次に、13 番、大久保敏夫君の質問を許します。

13 番、大久保敏夫君。

（13 番 大久保敏夫君登壇）

13 番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

40 分の通告の時間をいただいておりますので、なかなか使い切らないと思いますが、先ほどもありましたように、私が通告をしました定額給付金の問題につきましては、3 番の中山議員が質問なされて、なおかつ町において答弁をいただいておりますので、また

その部分が重複しないように簡潔に質問させていただいて、この定額給付金につきましては、テレビ等、新聞等、今家庭において心待ちにしている方もいるのではないかと、こういうふうに思います。しかし、政治の情勢のいわば困窮の中で、2次補正予算等あるいはまた定額給付金も含めまして実施が延び延びになってきていると。そういう中で、では現実に先ほど町長もありましたように、国で定めたものでありますけれども、全国の市町村対応がどういうふうに、この部分をどう扱うのか、これが一番の町民が興味のあるところでありまして、またなおかつ我々行政、自治体の中において、議決機関である議会としての我々の立場からすれば、町はもしこの部分が現実味を帯びて、先ほど3月ごろであろうという話が出たようですが、公明党の発案によって、自民党がそれを受けて与党として、またこの部分が本当にこういうものが現実味を帯びるまで存続するのだろうか、という危惧すら持つ中でありますけれども、ただ現実には必ず市町村にありてくるのだと、こういうふうなものの仮定でいった場合に、私がお聞きをしたいのは、先ほど町長はご自分の家庭の家族構成の中にいきますと、私のところにも10万円ぐらいだと、こういうふうに自分の家庭の給付金におけるシミュレーションはしたようでございますけれども、町において、八千代町の2万4,000弱のこの人口における6,000を超える戸数のいわば各家庭の給付金の額あるいはまたその可能性を、町としてはそのシミュレーションをもうやっているのかやっていないのか、その辺のところをお聞きをしたい。

また、窓口としてはこういうことに、もし基本的に一律定額で所得制限を設けないという腹づもりができていますから、そうしたときに町はどの係をもってしてその窓口とするのか、それとも新たな定額給付金の対応の特別チームをつくる形でやっていくという考え方でいるのか。もし八千代町が6,000を超える部分の中に対応したときに、町は国に対していわば事務経費なのか。いわば、もし何かを知らせなくてはならないとすれば、切手代が要るのかあるいはまた単なる何かのお知らせだけにとどめるのか。そういう中で、今相当な国においては、何千億円単位の各市町村からの請求書が回ってくるだろうと。この定額給付金を完全にもらってもらうために市町村が、八千代町なら八千代町に何億円来るかわかりませんが、その金が来たときの諸手続をすべて完璧に終わすためには、この諸経費を町は国に請求をできるはずでありますから、その請求額というのはどの辺になるのかもシミュレーションをしたことがあるのかどうか、その2点だけちょっとお聞きしたい。

議長（小島由久君）　町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 大久保議員の質問に答弁したいと思います。

定額給付金については、詳細については中山議員に答弁したとおりでございますが、町ではシミュレーションしているのかということでございますが、シミュレーションした経過はまだございません。ただ、国で麻生大臣が地方へ任せるということでございましたので、シミュレーションはしておりません。町においては、事務的には複雑でございますが、もらうのでは大変でございますが、給付するのが例えば振り込みはどうするかということでございますが、農協の転作奨励金等も農協を通じて振り込んだ経過がございますので、振り込みについては1日で振り込まれるかと思います。

ただ、我々とすれば、個人にもらうより交付税でもらったら、これが私らは町でもらえば、町の財政相当助かると。いろいろな用途に金を使えるということでございますが、今回景気対策ということで、雇用のための経済対策でございます。政府与党の経済対策でございます。できるだけ早くやってもらいたい。政治も一寸先はやみでございますが、与党もだんだん危なくなったようでございますので、もらえるかももらえないかわからないと。一寸先はやみでございますので……。ある新聞で読みましたが、2兆円くれるのでは、学校の今耐震やっております。町でも補正で耐震調査やって、大規模改修やれば、耐震の範囲内の大規模改修日本全国できる。2兆円あればできるようでございますので、そういう金に使えば有効に使えるのではないかとその人は言うておりました。いろいろ給付で決定されれば、町としてスムーズに対応していきたいと考えております。

議長(小島由久君) 再質問ありますか。

以上で13番、大久保敏夫君の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 閉会中の継続調査の件

議長(小島由久君) 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長より別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしました。

議長（小島由久君） 以上で本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月10日より本日までの6日間にわたり、議員各位には終始熱心な審議をいただき、ここに閉会の運びとなりました。皆様方のご協力に対し、深く感謝申し上げます。

寒気いよいよ厳しく、年の瀬も押し詰まってまいりました。時節柄、皆様方のご健康と新しい年のご多幸を心から祈念申し上げまして、平成20年第4回定例会を閉会といたします。

（午前10時39分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 小 島 由 久

署 名 議 員 水 垣 正 弘

署 名 議 員 矢 中 召 二